

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>第18条の2 令和5年度及び令和6年度の各年度分の都市計画税の税率は、第132条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。</u>	附 則

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、都市計画税の基準税率である100分の0.3を、100分の0.03削減し、納税者の税負担の軽減を図るものである。